

新潟大学新学生寮整備事業の募集要項等に関する質問回答(第二回)

No	資料名	頁	章	該当箇所					質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	1)	a			
1	募集要項	1	1	1	5				敷地面積	敷地面積について建物配置、駐輪場配置に大きく関わるため、敷地境界線と寸分がわかる資料をご提示いただきたいです。	7/30公表の要求水準書資料B3樹木調査資料及び10/15に送付した同CADデータを参考として下さい。なお、計画敷地は事業者の提案によるものとし、事業者決定後に協議する予定です。
2	募集要項	7	1	2	3	(2)			入居者との契約	滞納リスクを事業者が負う為、寮費を2ヶ月以上滞納した際は強制退寮処分とする文言を契約書に追記した上で、退寮手続きを行うことは可能の認識でよろしいでしょうか。	寮費の未収リスクは、本学が負担します。退寮命令等については今後本学が検討し、契約書の内容について協議する予定です。なお、本学では既存の五十嵐寮、六花寮、国際交流会館の入居者に対し以下の寄宿寮債権の督促手続きを定めているので、参考として下さい。 第1回 納期の翌日から10日以内 第2回 第1回督促の翌月10日まで 第3回 第2回督促の翌日10日まで
3	募集要項	7	1	2	3	(2)			入居者との契約	寮費上限とは別途入寮生負担にて火災保険への加入を入寮条件とすることは可能でしょうか。	現状の学生寮は大学所有のため国立大学法人総合損害保険の対象となっています。また、入寮生には、学研災付帯学生生活総合保険もしくは留学生住宅総合保償制度などに加入することを推奨しています。 新学生寮は国立大学法人総合損害保険のうち財産保険のみ対象となり、入寮生の学研災付帯学生生活総合保険の加入も推奨しますが、寮費とは別途、入居者負担にて火災保険の加入を必須とする提案を認めます。入寮条件とするかについては協議することとします。また、過度な負担増とならないよう配慮願います。
4	募集要項	7	1	2	3	(2)			入居者との契約	滞納リスクを事業者が負う為、寮費上限とは別途入寮生負担にて家賃保証会社への加入を入寮条件とすることは可能でしょうか。	滞納(未収)リスクは本学が負担することとします。

No	資料名	頁	章	該当箇所					質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	1)	a			
5	募集要項	7	1	2	3	(2)			入居者との契約	当寮については、落札事業者が大学より賃借した建物を転貸する為、不動産取引には該当せず(自ら賃借)、また新潟大学生のみに賃借することから、不特定多数の取引にも該当しない為、宅建業法上の35条、37条、および38条書面は締結せず、定期建物賃貸借契約書を当事者間で捺印し、入寮の証とする方法で進めることとしております。上記スキームで支障はございますでしょうか。	支障はありません。
6	募集要項	7	1	2	3	(4)			入居者との契約	入寮者が滞納した場合や、一時的に帰国・帰省等の理由で支払が一定期間不払いとなった場合については、質疑回答により【入居者負担の光熱水費の未収リスクは事業者負担とします。リスク軽減のため適正と判断した場合は、一時預り金(デポジット)の提案を可とします。】とのことですが、寮費の滞納負担は大学の負担の認識でしょうか。	事業者には、徴収の工夫やデポジットの活用を十分行うことを条件としますが、最終的な未収リスクは本学が負担することとします。
7	募集要項	10	1	3	6	(3)			事業者の資産等	「本事業の実施のために事業者が保有する資産等については、すべて事業者の責任により処分し、その費用を負担すること。」との記載があるが、貴学や第三者が時価で買い取らず、事業者の責任により処分する可能性がある備品とはどのようなものを想定しているか。	現時点では独立採算事業の備品のうち、「事業方針の変更により不要となるもの」、「耐用年数が間近なもの、また、劣化が著しいもの」、「新設する予定のもの」等を想定しています。
8	募集要項	11	2	2					SPC事業締結	3/中旬～下旬に「SPCと実施契約を締結する」こととなりますが、優先交渉権者の決定・公表が2月(予定)となっております。選定から、SPC設立し、謄本や印鑑証明を取得するには、1カ月強を要しますので、3月契約を目指しますが、協議に応じて4月の事業契約締結は可能でしょうか。	契約締結時期を変更することで、全体工程に影響がない場合は、本学と協議のうえ変更することは可能です。

No	資料名	頁	章	該当箇所					質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	1)	a			
9	募集要項	17	2	3	1				応募者の構成	<p>構成員の定義について、改めて確認をさせていただきたい。 SPCを設立する場合において、SPCから直接業務を受託しないが、SPCへ出資を行う者については構成員とは違った扱いで宜しかったか。</p> <p>仮に上記企業を出資企業と定義する場合、参加資格確認申請書類提出後に当該企業が決まった際には、貴学へ届出が必要か。(構成員でも協力企業でもないため、届出は不要との理解で良いか)</p> <p>また、出資企業についてはとくに資格要件はないか。</p>	<p>業務を行わず出資のみをする企業は出資企業で問題ありません。また、出資企業には構成員としての資格を必要とせず、届け出も不要です。</p>
10	募集要項	17	2	3	1				応募者の構成	<p>言葉の定義としては、構成員ではない出資者は出資会社という理解で良いか。</p> <p>また出資のみ行う出資会社は、構成員としての資格は必要がないという理解で良いか。</p>	同上(No.9)

新潟大学新学生寮整備事業の募集要項等に関する質問回答(第二回)

No	資料名	頁	章	該当箇所					質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	(ア)	①			
1	様式集	3							立面図について	念の為の確認ですが、＜様式7-〇＞の中に立面図がありませんが、透視図によりファサードデザイン等がわかるので不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新潟大学新学生寮整備事業の募集要項等に関する質問回答(第二回)

No	資料名	頁	章	該当箇所				質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	a)			
1	要求水準書/本文	4	1	3	3	(2)		既存樹木について	植栽についてですが、既存樹木の中で学生寮側のように保存樹木は無く、既存残し、新設もしくはその両方とするかは事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。新潟大学キャンパスマスタープラン2022を踏まえ、建物及び周囲との調和、自然環境の保護を十分考慮して計画して下さい。
2	要求水準書/本文	4	1	3	3	(2)		ラーニングハブアプローチ部分(キャンパスモール)にある駐輪場について	ラーニングハブのメインアプローチ側(キャンパスモール)に既存駐輪場がございますが、ラーニングハブのアプローチ計画に応じ適宜駐輪場(駐輪ラック)の撤去は可能でしょうか。	事業内容の協議により可能とする予定です。
3	要求水準書/本文	4	1	3	3	(2)		ラーニングハブプレゼンテーションスペース面積について	表中にプレゼンテーションスペース、交流ロビー400㎡程度とあり、グローバルcommons、インフォメーション室共に上記に含むとありますが、P48 4.2.2. (1)各室の構成・概要の表中ではインフォメーション室はプレゼンテーション室等 約400㎡とは別に約20㎡設けるように読めます。プレゼンスペース、交流ロビー、グローバルcommons、インフォメーション室すべて含めて約400㎡設けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書/本文	19	2	3	4	(2)	エ	施工に関する業務水準基本的事項	作業実施不可予定日(休工期)について第1回目の質問回答で「1月に大学入学共通テスト、2月に前期日程試験、3月に後期日程試験、7月に前期定期試験、12月に後期定期試験、8月にオープンキャンパスがあります。各学部の行事により作業実施不可日が生ずる場合がありますので、休工期間について本学と協議のうえ調整してください。」とありましたが、すべての日程を休工期とすると工程に支障があるので、最小限(最小時間)にして頂くよう検討願います。	休工期等は最小限となるよう調整しますが、詳細は事業者選定後、本学と協議のうえ決定することとします。

No	資料名	頁	章	該当箇所				質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	a)			
5	要求水準書/本文	36	3	2	1	(4)		環境配慮計画	「建築物のエネルギー消費性能をZEB Oriented(基準一次エネルギー消費量から40%以上の一次エネルギー消費量を削減すること)相当の提案を求める。」となっているが、要求水準表 新旧対照表(別紙1)No18の項目によると、「建築物のエネルギー消費性能をZEB Oriented(基準一次エネルギー消費量から40%以上の一次エネルギー消費量を削減すること)以上とする。評価機関の評価・認証の取得は必須としないが、基準を上回ることを計算等により証明すること。」となっているが、後者が正の認識でよいか。	「建築物のエネルギー消費性能をZEB Oriented(基準一次エネルギー消費量から40%以上の一次エネルギー消費量を削減すること)相当を目指すこと。基準値を上回る場合は、第三者機関の認証や評価により証明すること。」を正とします。
6	要求水準書/本文	36	3	2	1	(4)		環境配慮計画	学生寮に係る設備計画の項目のため「ZEB」ではなく「ZEH」の認識で良いか。	No.5のように「ZEB Oriented(基準一次エネルギー消費量から40%以上の一次エネルギー消費量を削減すること)相当」を求めるとしてはいますが、ZEHの認証を取得する場合は「ZEH-M Oriented」以上の提案を求めるとします。

新潟大学新学生寮整備事業の募集要項等に関する質問回答(第二回)

No	資料名	頁	章	該当箇所				質問事項	質問内容	回答
				条	項	(1)	(ア)			
1	運営権実施等契約書(案)	7	2	6				協議会	協議会に係る費用負担とはどのようなものを想定しているか。	協議会を開催する場合の印刷物、文具等、協議会を開催するうえで必要と考えられる一般的なものを想定しています。
2	運営権実施等契約書(案)	8	2	11				用地の確保	「増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	運営権実施等契約書(案)	9	2	14	2			条件変更等	「追加の費用及び損害」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	運営権実施等契約書(案)	9	2	15	3			本学の請求による要求水準書の変更	「必要な費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	運営権実施等契約書(案)	10	3	17	3			事前調査	貴学に「かかる瑕疵により生じる費用又は損害」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	運営権実施等契約書(案)	19	3	43	12			成果物等の契約不適合	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく10年の保証でしょうか。その場合、対象は住宅(寮)部分に限定することを明記していただけないか。	学生寮の部分に限定するかたちで追記しました。
7	運営権実施等契約書(案)	29	3	69	3			解体工事の開始要件	本契約が解除された場合、本施設の出来形部分が存在し貴学が出来形部分を検査し合格した場合、貴学が合格部分の所有権を取得することができますとあります。出来形部分の取得はあくまでも任意のような規定となっておりますが、基本的には貴学が取得するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の債務不履行による解除であることから合格部分は大学が任意で取得するものとします。

No	資料名	頁	章	該当箇所			質問事項	質問内容	回答
				条	項	(1) (ア) ①			
8	運営権実施等 契約書(案)	29	8	70	2		施設の引渡し日以後の契約解除	施設の引渡し日以後の契約解除について、違約金として事業者は100百万円又は本契約解除時点における引渡し済み部分に係る事業者の維持管理・運営費の残存する事業期間分の合計額の100分の10相当額のいずれか高い方の金額の違約金として支払う旨記載されておりますが、維持管理・運営期間中の違約金設定として100百万円以上とするのは過大であり、資金調達をする際に金融機関からリザーブ等が求められ、別途資金調達コストがかかることとなります。当該違約金について本契約解除時点における引渡し済み部分に係る事業者の維持管理・運営費の年度の100分の10相当額としていただけないでしょうか。	「本契約解除時点における引渡し済み部分に係る事業者の維持管理・運営費の年度の100分の20に相当する額の違約金」に修正します。
9	運営権実施等 契約書(案)	30	8	71	3		本学の債務不履行による契約解除	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	運営権実施等 契約書(案)	30	8	71	4		本学の債務不履行による契約解除	大学の責めにより契約が解除された際、残余運営権対価を返還されたとしても、事業者側の融資残高とは同額にならないため金利負担も考慮して、残余運営権対価を返還していただきたい。	第72条第2項において、「本学は、事業者に対し、当該契約解除により事業者が負担した増加費用(合理的な金融費用を含む)又は被った損害を合理的な範囲で賠償する。」とあります。そのため、金利負担は「被った損害」として賠償するものとします。
11	運営権実施等 契約書(案)	31	8	72	2		本学による任意解除	当該条文は事業者側としては大きなリスクとなるため、削除をご検討いただきたい。	第2項の但し書き以降を削除することとします。
12	運営権実施等 契約書(案)	31	8	73	2		法令等の変更による契約解除	「本施設の引渡し日以前において、前項により本契約を解除した場合の措置については、第69条(施設の引渡し日前の契約解除)第3項及び第を準用し、～」との記載があるが、第3項と第何項が準用となりますでしょうか。	「第3項」と記載を修正しました。
13	運営権実施等 契約書(案)	31	8	73	2		法令等の変更による契約解除	「合理的な増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



No	資料名	頁	章	該当箇所				質問事項	質問内容	回答
				条	項	(1)	(ア)			
14	運営権実施等契約書(案)	31	8	73				契約解除	法令変更や不可抗力による解除権が大学側にしかないため、事業者側にも認めていただけないか。	「本学及び事業者は、事業継続を第一の目途とした協議のうえ、社会通念上事業継続が困難と認められるときは本契約を解除することができる」と修正しました。
15	運営権実施等契約書(案)	31	8	74	2			不可抗力による契約解除	貴学に「それを超える増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	運営権実施等契約書(案)	31	8	75				損害賠償責任	貴学に「当該増加費用又は損害」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	運営権実施等契約書(案)	34	11	85				保険	施設賠償責任保険はSPCが契約当事者とならなければならないか。その場合、保険料の上昇の可能性があるため、そのリスクについて貴学が負担していただけるのか。	保険契約者は「事業者、維持管理企業又は管理運営企業」のいずれかで問題ありません。 また、本施設は大学所有の施設であるため、国大協保険に加入しますが、当該保険のうち本事業では施設賠償責任保険は補償範囲外となり財産保険のみ対象となります。
18	運営権実施等契約書(案)	34	11	86	2			法令等の変更	貴学に「法令等の新設・変更に伴う増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	運営権実施等契約書(案)	34	11	87	2	(1)		不可抗力	貴学に「それを超える増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	運営権実施等契約書(案)	34	11	87				不可抗力	不可抗力による工事中断とはどのような状況を想定しているか。 事業者に責めがない場合でも工事費総額の1/100を上限として負担することとなるのか。	第1条1項45号の「不可効力」による工事の中断を想定しています。従来のPFI事業では、不可抗力による事業者負担を1/100とする場合があるなか、事業者負担を軽減するため、運営時のみですが1/100の負担をさせない(本学負担)とする形で、整理しています。
21	運営権実施等契約書(案)	35	11	88				政策変更	「合理的な増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新潟大学新学生寮整備事業の募集要項等に関する質問回答(第二回)

No	資料名	頁	章	該当箇所				質問事項	質問内容	回答
				条	項	(1)	(ア)			
1	その他 (別紙7)	1	2					寮費の上限金額 と改定方法	<p>事業者がファイナンスする金利とそのスプレッドに合わせて、金利変動があった際に基準金利と連動して寮費を上げていただきたい。</p> <p>本事業は期間が長い為、金利変動の可能性は大きく、10年ごとの見直しだとタイムリーに寮費に反映できない可能性があることを懸念している。(ファイナンスの条件にあわせて見直しのタイミングを検討いただきたい。)</p> <p>なお、建設期間も1期・2期と分かれているため、設計から建設期間における物価変動についても考慮いただき、貴学にも一部リスク負担いただきたい。</p> <p>また、「寮費の改定は、当該改定後に事業者が学生寮の入居者との間で締結する定期建物転貸借契約にのみ適用するものとし、改定時点で締結済みのどう契約には適用されないものとする」との記載があるが、改定前の金額との差額について何か補償いただけないか。</p>	<p>金利差による寮費の改定を行い、改定時点で締結済みの入居者について寮費の改定が適用できない差額分は、大学が負担します。</p> <p>また物価変動について、大学又は事業者は物価変動等により建設費が不相当と認められたときは、相手方に対し変更を請求できることとします。基準日の設定については大学と事業者で協議することとします。寮費で賄う学生寮部分の建設費における物価変動についても同様としますが、寮費の改定を行うか大学負担とするかについては大学が判断し、事業者と協議することとします。</p>
2	その他 (別紙7)	1	2					寮費の上限金額 と改定方法	<p>基準金利について質問回答では、【第一期工事の金利基準日を「2024年6月30日」から「2024年7月1日」に、第二期工事の金利基準日を「2025年6月30日」から「2025年7月1日」に修正】とありますが、提案提出から施設引渡しまでの金利変動はどのように見込んで頂けるのか基準金利の確定日について教えてください(回答でお示し頂いた基準金利の採用日時は提案金額に反映させる金利との理解です。)</p>	同上(No.1)
3	その他 (別紙7)	1	2					寮費の上限金額 と改定方法	<p>お示し頂いた基準金利は代替金利との認識です、大学と事業契約を締結する際の金利を改めて教えてください (フォールバックレートは、例えば廃止となったLibor ベースの基準金利を用いた既存契約を変更するにあたり、後継金利として使用する認識をしております。 本事業のように新規契約をする場合には、一般的には東京時間午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA 参照)を使用する事が多いです)</p>	午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース10年物に対応したレートを指すものとします。

No	資料名	頁	章	該当箇所				質問事項	質問内容	回答
				条	項	(1)	(ア)			
4	その他 (別紙7)	1	2						別紙7の事由①及び②の際に双方協議とありますが、事業者と入居者との協議の認識で良いでしょうか。その認識である場合、入居者が協議に応じず、寮費が改定できない場合の想定はございますでしょうか。改定出来ない場合、そのリスク・負担は大学様との認識で宜しいでしょうか。また、金利増加に伴う寮費の差額分については大学負担でよろしいでしょうか？	記載のある「双方協議」とは、本学と事業者の協議を指します。改定時点で定期建物転貸借契約を締結済みの同契約には適用されないものとします。改定した寮費は新規契約からの適用とし、差額分は大学が負担します。
5	その他 (別紙7)								「寮費の改定は、当該改定後に事業者が学生寮の入居者との間で締結する定期建物転貸借契約にのみ適用するものとし、改定時点で締結済みの同契約には適用されない」とありますが、融資金融機関との基準金利改定を行うタイミングと、金利改定が反映された家賃収入が得られるまでに最長2年の誤差が生じるため、金利改定分の収入が確保できないことで融資を得ることができません。家賃の改定は全ての入居者に同時に適用するよう見直しをご検討ください。	金利改定時点で入居中の入居者の寮費は変動させないこととします。物価変動及び金利変動により寮費を改定する場合の、寮費に反映できない分の費用については、本学が保証するものとします。また、改定により寮費が下がった場合は、差額を本学に納付することとします。
6	その他								現運営中の大学寮における入寮日、退寮日、および入寮時、退寮時の寮費精算方法(日割返金の有無、返金方法等)を教えてください。	<p>●五十嵐寮及び六花寮 入寮日： 4月1日または10月1日 退寮日： 随時 寮費精算方法： 入退寮の日が月の中途であっても、寄宿料は1か月分を納付しなければならない。日割返金は行っていない。</p> <p>●国際交流会館 入寮日： 3月中旬または9月中旬 退寮日： 随時 寮費精算方法： 月の途中で入居又は退去する場合の寄宿料は、入居日数が7日以内の場合に限り、日割により計算した額(1円未満の端数は切り捨て)とする。</p>
7	その他								想定するリスク分担表のご提示をお願いいたします。大学からの別資料に掲載されている場合は、その提示で結構です。	リスク分担表はあくまでもリスクの体型を概略的に示したものであり、詳細内容については運営権実施等契約書の内容となります。

No	資料名	頁	章	該当箇所				質問事項	質問内容	回答
				条	項	(1)	(ア)			
8	その他							物価上昇リスク	建設費の物価上昇は、大学で負担いただけるという話がありましたが、基準日は、提案書提出日で良いか？また物価上昇の参考指標は、建設デフレーター等によりますでしょうか。	物価指数等については協議の上定めることとします。
9	その他							今後の質疑	今後銀行との詳細やりとりで質疑が多く出てくる可能性があります。追加質疑をしたい場合の受付は可能でしょうか。また、第二回質疑回答に対する質疑を行いたい場合は、どうすれば良いか。	事業参加に大きく関わることから、融資条件に限り、追加質疑を認めます。
10	その他							未収リスクについて	未収リスクは事業者負担、との回答がありますが、この条件だと銀行融資が得られないため、未収リスクは大学負担とすることについてご検討ください。(保証率より事業者の収入が下回る場合には、不足額を補填頂くことを検討ください)	事業者には、徴収の工夫やデポジットの活用を十分行うことを条件とするが、最終的な未収リスクは本学の負担とします。
11	その他							寮費の見直し	寮費の見直しは検討されていない、とのことですが、現在の寮費の設定及び保証率では、本事業にかかる費用(学生寮の設計、工事監理、建設、維持管理運営費、金利等)を賄うことが非常に困難です。現時点で目途が立っていません。寮費の見直し、及び保証率の見直しについてご検討ください。	No. 1のとおり、寮費の改定を実施します。ただし、保証率の見直しは行いません。
12	その他							建設工事費相当の改定	建設工事相当分については、物価変動を考慮しない、との質疑回答がありますが、昨今の大幅な建設資材単価や建設工事費の上昇の影響を事業者リスクとして受け入れることは非常に困難です。物価変動に基づく家賃改定について認めて頂けるようご検討ください。その場合の改定基準日についてお示し頂けますよう、よろしくお願いいたします。なお、物価スライドの指標は国土交通省の建設工事費デフレーターを使用すると考えてよろしいでしょうか。	同上 (No.1) 同上 (No.8)
13	その他							金利変動に伴う改定について	一期供給時点で金利変動に伴う改定は行わない、とのことですが、金利水準は近年急激に上昇しており、金利変動リスクを事業者で負担することは難しいため、金利変動に伴う改定を可能とするよう変更をご検討ください。	同上 (No.1)

No	資料名	頁	章	該当箇所				質問事項	質問内容	回答
				条	項	(1)	(ア)			
14	その他							金利基準日について	第一期供給の金利基準日(2024年7月1日)と第二期供給の金利基準日(2025年7月1日)の変動をもとに改定する、とのことですが、実際に資金調達を行う日とは数年の乖離があると思料します。その間の金利変動を事業者で負担することはできないため、金利基準日を実態に即した設定に見直して頂けますよう、ご検討ください。	同上(No.1)
15	その他							リビングラボ部分、学生寮の共用リビングの備品及びラーニングハブの施設整備業務の対価について	リビングラボ部分、学生寮の共用リビングの備品及びラーニングハブの施設整備業務の対価について、施設整備費の物価変動も改定しない、との質疑回答がありますが、昨今の大幅な建設資材単価や建設工事費の上昇の影響を事業者リスクとして受け入れることは非常に困難です。物価変動に基づく対価改定について認めて頂けるようご検討ください。その場合の改定基準日についてお示し頂けますよう、よろしくお願いたします。なお、物価スライドの指標は国土交通省の建設工事費デフレーターを使用すると考えてよろしいでしょうか。	同上(No.1) 同上(No.8)